

生活の安定

○個人向け緊急小口資金等の特例

休業等により一時的に資金が必要な方へ、緊急の貸付を実施します。

【緊急小口資金(特例)】

- 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限：10万円以内（学校等の休業等の影響を受けた世帯は20万円以内）
- 償還期限：2年以内（据置1年以内）
- 貸付利子：無利子

【総合支援資金(特例)】

- 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが条件となります。
- 貸付上限：20万円以内×3月以内（単身世帯の場合は15万円以内）
- 償還期限：10年以内（据置1年以内）
- 貸付利子：無利子

【問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 電話 018-864-2713】

【申込先：各市町村社会福祉協議会】

■県の相談窓口

資金繰りや経営等に関するご相談は、お近くの窓口へお気軽にご相談ください。

相談窓口	所在地	電話	FAX
企業活性化・雇用対策本部 (産業政策課)	秋田市山王3-1-1県庁第2庁舎	018-860-2214	018-860-3887
県民相談窓口	鹿角地域振興局	鹿角市花輪字六月田1	0186-22-0457 0186-23-5574
	北秋田地域振興局	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1251 0186-63-0496
	山本地域振興局	能代市御指南町1-10	0185-55-8004 0185-55-2296
	秋田地域振興局	秋田市山王4-1-2	018-860-3313 018-860-3860
	由利地域振興局	由利本荘市水林366	0184-22-5432 0184-22-6683
	仙北地域振興局	大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-5114 0187-63-6369
	平鹿地域振興局	横手市旭川1-3-41	0182-32-0594 0182-32-8349
雄勝地域振興局	湯沢市千石町2-1-10	0183-73-8191 0183-72-5057	

※地域振興局にあつては、地域企画課まで

※商工会議所や商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、あきた企業活性化センター(よろず支援拠点)でも相談を受け付けています。

下記のHPに最新の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

【秋田県】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47236>

【経済産業省】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【秋田労働局】 https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00259.html

秋田県 コロナ 中小企業支援

〔令和2年5月1日現在〕

秋田県HP



新型コロナウイルス感染症で お困りの事業者の皆様へ

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で経営に支障をきたしている事業者の皆様を支援しています。経営安定や雇用の確保のため、国や県の制度をご活用ください。(詳細についてはお問い合わせください。)

資金繰り支援

○経営安定資金(危機対策枠)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、資金繰りに支障を来している中小企業者を支援します。

- 対象者：原則として、直近1か月間の売上高等と、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれること
- 融資限度額：3,000万円(既存枠とは別枠)
- 資金用途：運転資金、設備資金
- 貸付期間：10年以内(据置5年以内)
- 金利：年0.00%(3年間)※4年目以降は1.15%又は1.35%

保証料率：0.00%

※対象者については柔軟に対応しますのでご相談ください。

※他にも融資制度がありますのでご相談ください。

【申込先：県内の取扱金融機関又は県信用保証協会】

【問い合わせ先：秋田県産業労働部 産業政策課 電話 018-860-2215
秋田県信用保証協会 本所 電話 018-863-9011】

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況が悪化している方を支援します。

- 対象者：直近1か月間の売上高が前年又は前々年同期に比べて5%以上減少した方(柔軟に対応しますので、ご相談ください。)

融資限度額：中小事業3億円(別枠)、国民事業6,000万円(別枠)【担保：無担保】

資金用途：運転資金、設備資金

貸付期間：設備20年以内、運転15年以内(据置5年以内)

金利：当初3年間 基準金利△0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

[令和2年4月1日時点、信用力等にかかわらず利率は一律]

※特別利子補給制度により実質無利子になる場合があります。(借入後当初3年間)

【問い合わせ先：日本政策金融公庫 秋田支店 電話 018-832-5641
大館支店 電話 0186-42-3407】

○マル経融資の金利引き下げ(小規模事業者向け)

売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援します。

- マル経融資とは…小規模事業者経営改善資金融資のこと。商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

対象者：直近1か月間の売上高が前年又は前々年同期に比べて5%以上減少している小規模事業者の方

融資限度額：1,000万円(別枠)

- 資金使 途：運転資金、設備資金
- 金 利：経営改善利率 1.2 1 % (令和 2 年 4 月 1 日時点)より当初 3 年間、△ 0.9 %
- ※特別利子補給制度により実質無利子になる場合があります。(借入後当初 3 年間)
- 【問い合わせ先：日本政策金融公庫 秋田支店 電話 018-832-5641
大館支店 電話 0186-42-3407
または、お近くの商工会・商工会議所】

○衛生環境激変対策特別貸付(旅館業、飲食店営業、喫茶店営業を営む方向け)
新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方を支援します。

- 対 象 者：次の要件を全て満たす方
 - ①最近 1 か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して 1 0 % 以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること
 - ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
- 資金使 途：運転資金
- 融資限度額：別枠 1,000 万円 (旅館業は別枠 3,000 万円)
- 金 利：基準金利 1.9 1 % [令和 2 年 4 月 1 日時点、貸付期間等により変動]
ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利△ 0.9 %
- 貸 付 期 間：運転資金 7 年以内 (据置 2 年以内)
- 【問い合わせ先：日本政策金融公庫 秋田支店 電話 018-832-5641
大館支店 電話 0186-42-3407】

※この他、市町村が行っている融資制度などにより支援が受けられる場合があります。詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

事業継続支援

○持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続を支援します。
農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家、俳優業など幅広い業種で事業収入を得ている法人及び個人が対象となります。

- 要 件：主な要件は次のとおりです。
 - ①ひと月の売上が前年同月比で 5 0 % 以上減少している事業者。
 - ②2019 年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 - ③法人の場合
 - (I)資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満 または
 - (II)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000 人以下
- ※2019 年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
- 給 付 額：法人 200 万円、個人 100 万円
ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。
■売上減少分の計算方法
前年の総売上 - (前年同月比▲ 50%月の売上×12 か月)
- 申 請 期 間：令和 3 年 1 月 15 日まで

【申請方法：「持続化給付金ホームページ」(<https://jizokuka.kyufu.jp>)から電子申請】
【問い合わせ先：持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570】

雇用の維持・確保

《従業員を一時的に休業等させている企業向け》

○雇用調整助成金の特例措置【緊急対応期間 4 月 1 日～6 月 30 日】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金制度に特例措置を設けます。

- 特 例 対 象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- 助 成 率：大企業 2 / 3、中小企業 4 / 5
※解雇等を行わない場合は、大企業 3 / 4、中小企業 9 / 10
- 支給限度日数：緊急対応期間内の日数 (通常の年間 1 0 0 日とは別枠で利用可能)
- 措 置 内 容：生産指標(売上高等 1 か月 5 % 以上減)
雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める 等

【問い合わせ先：県内各ハローワーク 電話番号は秋田労働局のHPでご確認ください】

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者に対し労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成金を支給します。

- 対象事業主：①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業した小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

- 支 給 額：休暇中に支払った賃金相当額×1 0 / 1 0 (日額上限：8,330 円)
- 適 用 日：令和 2 年 2 月 2 7 日～6 月 3 0 日の間に取得した休暇
◎要件や申請期間などの詳細は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話 0120-60-3999】

《委託を受けて個人で仕事をする方向け》

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の世話をを行うため、契約した仕事が出来なくなっている保護者を支援します。

- 対 象 者：①又は②の子の世話をを行うことが必要となった保護者で一定要件を満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業した小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

- 一 定 要 件：業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われる契約で、発注者から業務の場所・日時等に一定の指定を受けているなどの場合
- 支 援 額：就業できなかった日について、1 日当たり 4,100 円 (定額)
- 適 用 日：令和 2 年 2 月 2 7 日～6 月 3 0 日の間で就業できなかった日
※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。
- ◎要件や申請期間などの詳細は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話 0120-60-3999】